

日山協山岳共済保険が 変わりました。

一般共済

山岳登はんコース
と
軽登山コース
になりました。

共済会会員（会費 1,000 円）にな
れば、どちらのコースにもご加入
いただけます。

特別共済

冬期登はんからファミリー
登山まで。あなたのライフス
タイルをサポートします。

日本山岳協会山岳共済会は

「全ての登山者のために」を考えています。

資料請求・問い合わせ先：日本山岳協会山岳共済会

事務受託：日本山岳協会山岳共済事務センター

月～金 10:00～18:00(土・日祭日を除く) 〒170-0013 豊島区東池袋 3-7-11-707

電話：03-5958-3396 FAX：03-5958-3397 メール：sangakukyousai@mbd.ocn.ne.jp

山岳共済が変わりました！その理由は？！

Q1:なぜ共済会会費と保険料を分けたのか。

A:「共済会への加入と保険への加入を明確に分ける必要が生じ、会費と保険料を分けました。このことにより途中加入の方は加入月からの保険料をお支払い頂く様になりました。」

共済会会費 1,000 円(高校生以下 500 円) + 各保険料 を支払ってください。

Q2:保険は何が変わったのか。

A:「19 年度から死亡・後遺障害・入院・通院は「登山行為以外」仕事や買物、レジャー等での日常の事故にも対応できます。(登はん、軽登山共通) 適用範囲が大幅に広がりました。また、登はんコースは疾病時の捜索救助費用が支払われるようになりました。」

Q3:岳連(協会)加入者も千円払うのか？

A:「山岳共済会は日山協からは独立した組織ですので、岳連加入者、未加入者いずれの場合も**共済会会費 1000 円(高校生以下 500 円)**をお支払いいただきます。公益法人改革に対応し、すべての登山者が山岳共済会に加入することにより保険に加入できるようにしました。今後は家族でも加入できます。」

Q4:共済会費は何のため？

A:「共済会の事務運営、登山技術の向上、安全指導などの事業のほか、保険ではカバーしきれない、疾病による死亡などに対応する見舞金として使います。」

ご注意: 保険期間が、従来保険料の着金を確認されてから直に保険が有効になりましたが、

今後は **毎月 25 日締切りの翌月 1 日よりの加入**

となります。十分注意してください！

例:4 月 28 日(土)29 日(日)で出かける場合には、3 月 23 日(金)までに、お金の振込と書類の発送を完了してください。

冬期登はんからファミリー登山まで。あなたのライフスタイルをサポートします。

日本山岳協会山岳共済会

「全ての登山者のために」を考えています。

資料請求・問い合わせ先:日本山岳協会山岳共済会

事務受託:日本山岳協会山岳共済事務センター

月～金 10:00～18:00(土・日祭日を除く) 〒170-0013 豊島区東池袋 3-7-11-707

電話:03-5958-3396 FAX:03-5958-3397 メール:sangakukyousai@mbd.ocn.ne.jp

日本山岳協会山岳共済会 山岳遭難・搜索保険

お振込みに関するご注意!

■共済会加入済みの方(18年度共済会員)および団体加入の方は
所定の郵便振替用紙で

日山協山岳共済会会費
1,000 円(高校生以下 500 円)

+

保 険 料

共済会費と保険料を加算した額をお振込み下さい。複数の方を
ご一緒に振り込む時は、人数を明確にご記入下さい。

■共済会新規加入の方は、共済会に加入申込みをし、入会受付後、
会費と保険料をお振り込み下さい。(加入申込書は共済事務センターへ)

日本山岳協会山岳共済会は

冬期登はんからファミリー
登山まで。あなたのライフス
タイルをサポートします。

「全ての登山者のために」を考えています。

資料請求・問い合わせ先: 日本山岳協会山岳共済会

事務受託: 日本山岳協会山岳共済事務センター

月～金 10:00～18:00(土・日祭日を除く) 〒170-0013 豊島区東池袋 3-7-11-707

電話: 03-5958-3396 FAX: 03-5958-3397 メール: sangakukyousai@mbd.ocn.ne.jp

平成19年度 「日本山岳協会山岳共済会」 会員募集開始！

「山岳共済会」（入会費無料、年会費1000円） ※高校生及び18歳未満は年会費500円です。

- 山や自然が好きな人の相互扶助と自立をめざす仲間の集まり、それが、「日本山岳協会山岳共済会」です。
- 山岳共済会は安全登山をめざし、登山技術の向上や普及、遭難予防と対策など各種の事業を支援しております。
- 山岳共済会は日本の山岳遭難・捜索保険の草分けで、4万2000人の会員を持つ最大級の山岳共済です。
- 山岳共済会会員向けに各種補償制度を準備しています。山岳共済会員にならないと加入できません。

特典

① 山岳遭難・捜索保険に加入できる

山岳共済会会員向けに山岳遭難・捜索保険を準備しております。（詳しくは、入会後にお渡しする保険のパンフレットをご参照ください）

② 山小屋などの優待割引があります

共済会に加入し、会員証を事前にご提示いただければ、10%の山小屋の割引ができます。

③ 各種の安全登山講習会への参加

山岳共済会が斡旋する、日本山岳協会や各都道府県山岳連盟（協会）などが開催する安全登山などの講習会に参加できます。

④ 安全のしおりなど刊行物のご優待（予定）

安全のしおり、熱中症のしおりなどが刊行されましたらお知らせします。特別価格でご提供します。

⑤ 各種の見舞金が支払われる

死亡保険金が支払われない疾病による死亡に見舞金が支払われるほか、疾病死亡救援見舞金が支払われます。

⑥ JMAメールニュースのお届け（予定）

山岳共済会が、日本山岳協会の行事予定や各種のイベント情報などをメールニュースでお届けします。（希望者のみ）

会員規約

1. 会員証

団体傷害保険加入者証と兼用の会員証をお送りします。共済会のみ加入の方には共済会員証の葉書をお送りします。いずれも本人のみが使用できます。

2. 会費

入会金無料、年会費1000円（高校生及び18歳未満は500円/加入年度の4月1日時点）

3. 更新手続き

更新月が近づきましたら、共済事務センターより更新案内を郵送させていただきます。更新年会費のお支払いは、同封の郵便振込み用紙でお振込みください。期間は4月1日から翌年4月1日午後4時までです。

4. 届出事項の変更

氏名、住所など届出事項に変更があった場合は、当会または共済事務センターへご連絡ください。ご連絡がない場合ご通知などがお届けできず特典が受けられない場合があります。

5. 会員証の再発行

会員証を紛失、盗難、破損の場合は当会または共済事務センターへご連絡ください。再発行手数料として300円頂戴致します。（郵便切手を送付ください）

6. 会員特典

会員特典は予告なく変更中止となる場合があります。ご了承ください。

お願い

1. 山行計画をたて、登山届を提出しましょう

これは実際に事故を起こされた方の救済を優先するためです。山行計画をたて、リスクを確認し、対応策をシミュレーションすることは事故回避に有効な方法です。また、登山届の提出は、すみやかな救助活動を行い、生きて還るための最低必要条件です。

2. 山岳連盟を活用し、山岳会に加入しましょう

事故の三大原因は転倒、滑落、道迷いです。これらは、山岳連盟の安全登山の講習や山岳会に加入し、登山の基本技術を学ぶことにより防ぐことができます。山岳連盟を活用し、自分にあった山岳会に加入しましょう。

3. 山岳事故調査にご協力ください

山岳共済会では事故に遭われた会員の方が保険金請求を行う際に、事故原因を分析し、今後の遭難対策に役立てるためアンケートのご提出を依頼しております。すでに第1回～第4回山岳事故調査報告として報告され、JMAホームページからダウンロードできます。是非ご協力をお願いします。

4. 共済の保険金支払いについて不服がある場合

山岳登はんコース、軽登山コースの保険金の支払いについて不服がある場合は、当会に申告してください。登山者の立場にたって保険会社と交渉致します。

共済会の特典(会員の皆様への安全情報サービスを目指します)

山小屋の割引 (共済会員証を事前にご提示下さい。宿泊料が対象です)

奥秩父	雲取小屋	10%の割引
信州・真田	あずまや高原ホテル	10%の割引
富士山	東洋館	10%の割引
谷川岳	肩の小屋	10%の割引
奥秩父	甲武信小屋	10%の割引
丹沢山	みやま山荘	1,000円引き
那須岳	ニューおおたか	1,000円引き

※共済会では、割引に参加希望の山小屋を募集しております。ご紹介よろしくお願ひします。

各種見舞金

1. 疾病死亡見舞金

共済会員の方が山岳スポーツ活動中に突然死や疾病で死亡した場合、共済会よりご家族の方へ疾病死亡見舞金10万円を支払います。

※山岳スポーツ活動とは登山のほかスキー、ボルダリング、スノーシューなども含みます。

2. 疾病死亡救援見舞金

山岳遭難・捜索保険<軽登山コース>に加入の方で山岳スポーツ中に突然死や疾病で死亡した場合、共済会よりご家族の方へ疾病死亡救援見舞金10万円を支払います。

3. 見舞金の請求について

対象となる山岳スポーツ活動をしていたことを証明する書類および死亡を証明する書類が必要です。山岳活動をしていたことを証明する書類は公的機関の事故証明または所属団体の責任者あるいはパーティーの責任者の現認(証明)など。死亡を証明する書類は死亡診断書または死体検案書の写しなどが必要です。

※見舞金の支払いについてのご相談は山岳共済事務センターにお願ひします。

安全登山情報のご提供

1. 各種の安全登山講習への参加

日本山岳協会や各都道府県山岳連盟(協会)などが開催する安全登山などの講習会に参加できます。講習会のご案内はJMAのホームページ、メールニュースから行う予定です。

2. 安全のしおり、熱中症のしおりなど刊行物のご優待

安全のしおりや熱中症のしおりなど順次刊行し、お知らせします。熱中症のしおりは日本山岳協会の医科学委員会がすでに執筆完了しており、刊行企画中です。送料のみの特別価格でお送りします。

3. メールニュースのお届け

入会の申込み時、メールアドレスを登録し、メールニュースのお届けを希望された会員の方にJMAメールニュースをお届けします。講習会などの行事予定やJMAの動きを配信する予定です。

注意および報告について

注意

◎各種見舞金制度は、保険商品でないため損害保険契約者保護機構の補償対象とはなりませんので、共済会が経営破たんした時は支払われない場合があります。(団体傷害保険制度は補償対象ですので、保険会社が破綻した場合でも、保険金、解約返戻金等は80%まで補償されます。但し、破綻時から3ヶ月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。)

◎共済会が取得した個人情報、共済会が共済会事務のために利用するほか、(社)日本山岳協会が行う各種事業やサービスの案内のために使用することがあります。その際、(社)日本山岳協会の個人情報保護に関する規程に則って利用致します。(保護に関する規程については(社)日本山岳協会のホームページ参照下さい)

報告

◎共済会費の使途および見舞金の会計報告は、年度報告として「日本山岳協会山岳共済会」のホームページに掲載します。ホームページを閲覧になれない方でご希望の方は山岳共済事務センターまでご請求ください。FAXまたは郵送でお送りします。

◎事故調査アンケートの結果は事故調査報告として報告致します。事故調査報告は、JMAホームページに掲載します。

日本山岳協会山岳共済会 事務受託: 日本山岳協会山岳共済事務センター

月～金 10:00～17:00(土・日・祭日除く)

〒170-0013 東京都豊島区東池袋3-7-11-707

電話 03-5958-3396 FAX 03-5958-3397

Eメールアドレス sangakukyousai@mbd.ocn.ne.jp

山岳共済制度の新旧比較

(社)日本山岳協会 共済委員会

平成18年4月の保険業法改正による独自共済の規制ならびに保険会社の不払い問題に端を発した保険の見直しにより、日山協の山岳共済にも不具合の部分があり、従来制度では継続できないことが判明した。また、税制の見直しに伴う公益法人改革により、協会会員の共益でなく、より公益性を持った事業の推進が求められることから、山岳共済を下記のように刷新することになった。

不適合は、団体契約する団体の要件であり、次に保険支払いに関して付した日山協の条件(登山届など)である。特に、共済会員であっても一般共済は日山協の会員でなければ入れないとする規定は、団体の要件と公益性の両面から不都合であり変更することになった。組織の強化や、安全確保は組織として真正面から取組まなくてはならないということで、新たな制度の中で共済会員を増やし、財政を強化し事業として取組むことが必要である。

	旧制度	新制度
山岳共済会	保険料とセットになっており保険タイプにより会費が違う	年会費1000円に統一し、保険料と分離
	同じ共済会員でも一般共済には日山協会員しか入れない	共済会員はすべてのタイプに加入できる
	山岳共済会としての事業未実施	山岳共済会として事業を実施
	共済会費が日山協一般会計へ自動的に繰り入れ	共済会費の収益を事業費として用途を指定し補助する。用途は日山協より申請し、共済会が承認する
	共済会の運営は会長と財務担当理事が行う	運営は共済管理委員会が行い、会員および日山協に対して報告義務を負う
	山岳共済会の名簿がない(保険と共通である)	山岳共済会の名簿を作成する
山岳遭難捜索保険 ※	団体契約の傷害保険とアクティブライフ総合保険である	左記に同じ
	加入者からは1年分徴収するが、払い込みは、加入月分から。差額は日山協へ	加入者からも加入月分からの保険料を徴収
	疾病時の死亡・後遺保険金は原則として支払われない	左記に同じ
	疾病時、捜索・救助費用は山岳特有の疾病で遭難によるもの以外支払われないことがある。山行届や山行計画がでていないと支払われないとしおりに明記	<山岳コース>はオールリスク対応、<軽登山コース>は左記に同じ しおりに山行届や山行計画の提出お願いとして記載
	山行中の事故のみ補償と明記	日常生活の事故にも対応すると明記した
	保険に関するクレーム窓口の規定がない	保険に関するクレームの窓口を共済管理委員会とする
	一部、個人賠償のついていない保険がある	個人賠償のついていないタイプを廃止し、より安い個人賠償付きのタイプを新設。すべて個人賠償付きとした
見舞金	疾病死亡見舞金のみ	疾病死亡見舞金と疾病死亡救援見舞金を設定
	見舞金は山岳共済会からの見舞金と称しているが一般会計から拠出	独自共済として共済会から拠出(ただし金額は見舞金レベル)
その他	事務手数料を各都道府県山岳連盟に還付	左記に同じ
	—	制度が安定したら、共済会費より各都道府県山岳連盟などに還付金を実施予定
	個人情報をはじめ秘密保持に関する取決めがない	役員の手帳、個人情報保護に関する規約の整備が必要
	共済会と保険に同時に加入し、会費と保険料を同時に振り込む方式	前年度、共済会に加入している方および団体加入の方は会費と保険料を同時に振り込むが、新規個人加入及び新規団体加入の方は共済会に加入申込みをし、入会受付後、会費と保険料を振り込む方式に変更した

※ 保険金額の上限は一部下がったものもありますが、保険金額はかかった費用の積上げに対して支払われませんので上限を超えない限り補償金額は変わりません。疾病時の捜索・救助費用支払いの拡大や、登山中以外の日常生活まで補償範囲が広がり、今で以上に皆様のお役に立つ保険です。ぜひご加入ください。

平成19年度「日本山岳協会山岳共済会」会員募集開始!

1. 「山岳共済会」(入会費無料、年会費1000円)※高校生及び18歳未満は年会費500円です。

- 山や自然が好きな人の相互扶助と自立をめざす仲間の集まり、それが山岳共済会です。
- 山岳共済会は安全登山をめざし、登山技術の向上や普及、遭難予防と対策など各種の事業を支援しております。
- 山岳共済会は日本の山岳遭難捜索保険の草分けです。4万2000人の会員を持つ最大級の山岳共済です。
- 団体傷害保険は山岳共済会が団体契約している保険です。山岳共済会員にならないと加入できません。

2. 団体傷害保険の種類(家を出てから帰るまで、日常の傷害事故も補償しています)

■ 団体傷害保険<山岳登はんコース>

通常の登山からロープ、アイゼン、ピッケルを使用する登はんまで幅広く補償しています。

傷害時の入・通院費用については、オプションの<入院・通院保険>に加入しないと補償されません。

■ 団体傷害保険<軽登山コース>

ハイキングや軽登山などロープ、アイゼン、ピッケルを使用しない場合の事故に対して補償されます。

■ 団体傷害保険<山岳登はんコース>

■ オプション<入院・通院保険>

保険金額	保険タイプ	S	B	C	D	E
	死亡・後遺		100万円	136万円	269万円	438万円
遭難捜索		100万円	200万円	250万円	350万円	500万円
賠償		1億円	1億円	1億円	1億円	1億円
保険料	死亡・後遺	610円	830円	1,640円	2,670円	6,710円
	遭難捜索	1,970円	3,950円	4,940円	6,910円	9,870円
賠償		420円	420円	420円	420円	420円
保険料合計		3,000円	5,200円	7,000円	10,000円	17,000円

保険金額	入院・通院保険		
	入院(1日)		3,300円
通院(1日)		1,195円	
-			
保険料	入院		1,980円
	通院		2,020円
-			
保険料合計			4,000円

■ 団体傷害保険<山岳登はんコース・中途加入月別保険料>(円単位)

開始月	S	B	C	D	E
	4月	3,000	5,200	7,000	10,000
5月	2,750	4,760	6,410	9,170	15,580
6月	2,510	4,330	5,830	8,340	14,170
7月	2,250	3,890	5,240	7,490	12,750
8月	2,010	3,460	4,660	6,670	11,330
9月	1,750	3,020	4,080	5,830	9,910
10月	1,510	2,590	3,500	5,010	8,510
11月	1,240	2,170	2,910	4,160	7,080
12月	1,000	1,740	2,340	3,330	5,670
1月	740	1,300	1,740	2,500	4,250
2月	500	870	1,160	1,670	2,840
3月	240	430	580	830	1,410

<中途加入月別保険料>(円単位)

開始月	保険料
4月	4,000
5月	3,670
6月	3,330
7月	3,000
8月	2,670
9月	2,340
10月	2,000
11月	1,670
12月	1,330
1月	1,000
2月	670
3月	340

■ 団体傷害保険<軽登山コース>

<中途加入月別保険料>(円単位)

保険金額	保険タイプ	I	II
	死亡・後遺		221万円
救援者費用		300万円	300万円
賠償		1億円	1億円
入院(1日)		2,000円	4,000円
通院(1日)			1,700円
保険料	死亡・後遺	770円	1,160円
	救援者費用	90円	90円
賠償		420円	420円
入院		720円	1,440円
通院			1,890円
合計		2,000円	5,000円

開始月	I	II
4月	2,000	5,000
5月	1,830	4,580
6月	1,670	4,170
7月	1,500	3,750
8月	1,340	3,330
9月	1,160	2,910
10月	1,010	2,500
11月	830	2,080
12月	670	1,670
1月	490	1,240
2月	340	830
3月	160	420

■ <軽登山コース>の注意

※軽登山コースの救援者費用は疾病の時には補償されませんのでご注意ください。

■ オプション<海外山岳コース>

※現在、設定中ですのでしばらくお待ちください。

3. 団体傷害保険加入方法(継続会員ならびに団体申込会員)

- 「共済会費+団体傷害保険保険料+オプション保険料」を払い込んでください。

(例) 団体傷害保険Cコースと入院通院保険に5月から加入する場合

共済会費+団体傷害保険保険料+オプション保険料(1,000円+6,410円+3,670円=11,080円)を払い込んでください。

- 共済会新規加入者は先に共済会入会申込(入会金無料)をして入会確認後上記手続きをお願いします。

日本山岳協会山岳共済事務センター

〒170-0013 東京都豊島区東池袋3-7-11-707 月~金 10:00~17:00(土・日・祭日除く)
 電話 03-5958-3396 FAX 03-5958-3397 Eメールアドレス sangakukyousai@mbd.ocn.ne.jp

日本山岳協会山岳共済会加入申込書

日本山岳協会 山岳共済会 御中

		申込日	平成	年	月	日
フリガナ					電話番号	
住所	〒				FAX番号	
フリガナ			生年月日	大正・昭和・平成		
氏名			年齢	年	月	日
				性別	男	女
メールアドレス						

日本山岳協会山岳共済会の主旨に賛同し、山岳共済会への入会を希望いたします。

加入申込書を受理されましたならば、年会費払込用振替用紙をお送り下さい。

共済会規定に基づき、年会費1000円を振り込みます。

日本山岳協会山岳共済会記入欄

受付日	加入申込書受付状況
年 月 日	郵送 ・ FAX ・ 持参 ・ メール ・ その他

日本山岳協会山岳共済会より共済会入会お申込の皆様へ

共済会では加入者の皆様の個人情報(お名前、お電話番号、ご住所など)の保護に最大限の注意を払い、厳しく管理しております。

共済会が得た個人情報は共済会が共済事務のために利用するほか、(社)日本山岳協会が行う各種事業やサービスの案内のために使用することがあります。その際、(社)日本山岳協会の個人情報保護に関する基準に則って利用いたします。

(保護に関する基準については(社)日本山岳協会のホームページを参照下さい)